

平成26年(ワ)第194号 損害賠償等請求事件

反訴原告(本訴被告) 吉田 益夫

反訴被告(本訴原告) 豊田 泰史

反 訴 状 訂 正 申 立 書

平成26年6月24日

和歌山地方裁判所民事部ハ2係 御 中

反訴原告(本訴被告) 吉田 益夫



頭書の事件につき、反訴原告は、次のとおり、反訴状を訂正いたします。

請求の原因 7

許しがたい「不当」な訴えで とあるのを、許しがたい「不法」な訴えで と訂正する。

「損害賠償」として とあるのを 「慰謝料」として と訂正する。

「100万円」を請求する とあるのを 「告訴状に対して50万円、本訴に対して50万円」を請求する と訂正する。

請求の原因 8

その「不当」行為に基づき とあるのを その「不法」行為に基づき と訂正する。

「100万円」及び とあるのを 「告訴状に対して50万円、本訴に対して50万円」及び と訂正する。

これに対する「反訴原告に反訴被告が内容証明で送付した平成26年2月19日」から支払い済みまで とあるのを「告訴状に対しては、平成26年4月14日から、本訴に対しては、平成26年4月24日」から支払い済みまで と訂正する。

以 上